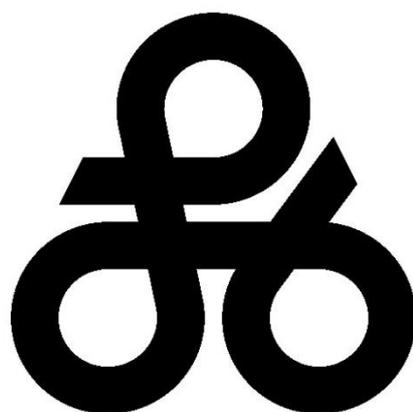


令和7年度

沖縄市若者就業支援プログラム補助金募集要領



令和7年7月

沖縄市 経済文化部 企業誘致課

令和7年度沖縄市若者就業支援プログラム補助金募集要領

沖縄市では、一般社団法人沖縄産業開発青年協会第167期青年隊へ入隊（令和7年10月）される方へ資格取得のための受講及び実技指導等に要する費用を補助します。補助金の交付を希望される方は、以下の各事項をご確認の上、申請をしてください。

1. 目的

本事業は、貧困の連鎖を断ち切るため、経済的に困窮する若年者に対し、就業する際に有利となる資格の取得等に要する費用について、予算の範囲内において補助します。

2. 交付要件

補助金交付対象者は、補助金の交付申請時において、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとします。

- (1) 日本国籍を有し、沖縄市に住所を1年以上有する者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める中学校を卒業した者又は卒業見込みの者
- (3) 補助金の交付対象となる若者就業支援プログラムと同様の他の補助金等を受給していない者
- (4) 15歳から39歳までの者

※予算に限りがあるため、応募者多数の場合は選考になります。

3. 養成機関

一般社団法人 沖縄産業開発青年協会

4. 補助金の交付対象となる資格（修了証・免許証）

交付対象となる資格（修了証・免許証）は次に掲げる12種とします。

- (1) 車両系建設機械運転技能講習修了証
- (2) ガス溶接技能講習修了証
- (3) アーク溶接特別教育講習修了証
- (4) 玉掛技能講習修了証
- (5) 小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- (6) フォークリフト運転技能講習修了証
- (7) ローラー特別教育講習修了証
- (8) 車両系建設機械運転技能講習（解体用）修了証
- (9) 伐木特別教育修了証
- (10) 刈払機取扱作業安全衛生教育修了証
- (11) 大型特殊自動車免許証（18歳以上のみ受験資格有）
- (12) 二等無人航空機操縦士技能証明書（16歳以上のみ受験資格有）

5. 交付額

補助金の交付申請時において、上記2の交付要件を満たす者については、補助金の半額を交付します。ただし、上記2の交付要件に加え、次に掲げるいずれかの要件を満たす者については、補助金の全額を交付します。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けている世帯に属する者
- (2) 市県民税非課税世帯に属する者

【内訳】

(ア) 入隊費	全額交付：190,000円	半額交付：95,000円
(イ) 訓練費	全額交付	半額交付
	18歳以上：285,200円	18歳以上：142,600円
	17歳, 16歳：255,200円	17歳, 16歳：127,600円
	15歳：225,200円	15歳：112,600円
(ウ) その他	全額交付：219,800円	半額交付：109,900円
(エ) 合計	全額交付	半額交付
	18歳以上：695,000円	18歳以上：347,500円
	17歳, 16歳：665,000円	17歳, 16歳：332,500円
	15歳：635,000円	15歳：317,500円

※17歳, 16歳は大型特殊免許受講不可、15歳は大型特殊・ドローン免許受講不可のため訓練費及び合計額が異なります。

6. 交付方法

補助金の代理受領により、沖縄市から養成機関への口座振込により直接支払うものとします。

7. 申請の手続き等

- (1) 受付期間：令和7年7月1日（火）～令和7年9月5日（金）まで（土日・祝日を除く）。※時間については、午前9時～午後5時まで
- (2) 提出書類
 - (ア) 若者就業支援プログラム補助金交付申請書（様式第1号）
 - (イ) 住民票謄本（申請者の属する世帯全員の住民票の写し）
 - (ウ) 市県民税所得課税証明書（生活保護世帯以外の方が提出）※申請者含め、申請者の属する世帯全員分の所得課税証明書を提出してください。
 - (エ) 生活保護証明書（生活保護世帯の方が提出）
 - (オ) 沖縄産業開発青年協会に提出した志願書の写し
 - (カ) 健康診断書の写し（3ヶ月以内に受診した健康診断）
- (3) 応募方法
直接、窓口でのお申込みになります。

8. 交付決定

提出された補助金交付申請書に基づき交付決定を行い、市において養成機関の合格を確認した後、交付決定を行います。その後、若者就業支援プログラム補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）にて通知します。補助金を交付決定された方は、若者就業支援プログラム補助金概算払等申請書（様式第7号）及び若者就業支援プログラム補助金請求書兼受領委任状（様式第9号）を提出してください。

9. 交付決定の変更、取消及び返還

(1) 変更、取消

補助金交付決定者において、次のいずれかに該当した場合は、若者就業支援プログラム補助金交付変更・交付取消決定通知書（様式第12号）にて、決定を変更又は取消を通知します。

- (ア) 若者就業支援プログラム補助金申請内容変更・受給資格届を受理したとき。
- (イ) 上記2の交付要件に変更があることを知ったとき。
- (ウ) 特別な理由がなく養成機関を途中で退校又は退所したとき。
- (エ) 養成機関への入校又は入所を取りやめたとき。
- (オ) 虚偽その他不正な手段により補助金を受給したと認めるとき。

(2) 返還

補助金交付決定者において、次のいずれかに該当した場合は、決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- (ア) 特別な理由がなく養成機関を途中で退校又は退所したとき。
- (イ) 虚偽その他不正な手段により補助金を受給したと認めるとき。
- (ウ) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

※補助金の返還命令があった場合には命令を受け取った日より30日以内に返還を行うこととなります。

10. 提出及び問い合わせ先

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市役所 2階

経済文化部 企業誘致課 雇用促進係

電話：098-939-1212（内線3244）

E-mail:koyoukigyoua53@city.okinawa.lg.jp